

徳島県規則第八十一号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の一部の施行期日を定める規則

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例（令和二年徳島県条例第二十二号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和  
二年八月二十四日とする。